

出納員その他の会計職員への任命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和五年八月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十五号

出納員その他の会計職員への任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員への任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後		改正前	
備考 (略)	（略）	十の三	（略）	（略）	（略）
	（略）	警察本部 警備部 警備課	（略）	（略）	（略）
	（略）	庶務事務を担 当する 管理官、 課長代 理、課 長補佐 又は係 長（同 相当職 を含む。	（略）	（略）	（略）
	（略）	次席	（略）	（略）	（略）
	（略）	一 警察本部 警備部警備 課及び危機 管理課に係 る資金前渡 に係る現金 の出納及び 保管	（略）	（略）	（略）
備考 (略)	（略）	十の三	（略）	（略）	（略）
	（略）	警察本部 警備部 警備課	（略）	（略）	（略）
	（略）	庶務事務を担 当する 管理官、 課長代 理、課 長補佐 又は係 長（同 相当職 を含む。	（略）	（略）	（略）
	（略）	次席	（略）	（略）	（略）
	（略）	一 警察本部 警備部警備 課、危機管 理課及びサ ミット対策 課に係る資 金前渡に係 る現金の出 納及び保管	（略）	（略）	（略）

附 則

この規則は、令和五年九月一日から施行する。